

福島県特別免許状の授与に係る教育職員検定基準

平成20年4月1日制定

教育職員免許法（以下「法」という。）第5条第2項の規定により特別免許状を授与するための基準は、次に定めるところによる。

1 教育職員検定の対象者

教育職員の免許状に関する規則（以下「規則」という。）第10条に規定する書類を提出した者で次のいずれにも該当する者を対象とする。

- (1) 法第5条第1項各号の一に該当しない者。
- (2) 法第5条第3項各号のいずれにも該当する者。
- (3) 学校教育の効果的な実施に特に必要があるとして教育職員に採用される予定の者で、任命又は雇用しようとする者から推薦のある者。

2 教育職員検定

法第6条第1項の規定により、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うが、具体的な観点及び判断の方法は次のとおりとする。

なお、合格の決定をしようとするときは、「福島県教育職員特別免許状検定審査委員」の意見を聴くものとする。

(1) 人物について

教育職員としての使命感、責任感に富み、技量等適当と認められる者。

(2) 学力又は実務について

担当する教科の実務経験に関して、次の①又は②に該当すること。

- ① 学校教育法第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。
 - イ 平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
 - ロ 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
 - ハ 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの
 - ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称 WASC）
 - ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称 ACSI）
 - ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称 CIS）
 - ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に

基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称 IBO）

② 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO 法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね 3 年以上ある者もしくはそれに相当する能力を有し、次のいずれかに該当する者。

イ 公的資格を有する者

ロ 都道府県単位における各種競技、展覧会等の入賞者

ハ 優れた技能を有する者

ニ イからハに準ずる者

(3) 身体について

教育職員としての職務遂行に支障のない健康状態であること。

附 則

1 この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

3 この基準は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

4 この基準は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

5 この基準は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。